

## 甲良町過疎地域における固定資産税の課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「甲良町固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を新設、又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

対象地域：甲良町全域

対象者：甲良町内で事業を営み、青色申告書を提出する法人又は個人事業主

対象業種：

○製造業

（食料品製造業、木材・木製品製造業、繊維製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 等）

○旅館業

（ホテル営業、旅館営業、民宿営業、ゲストハウス営業 等）

○農林水産物等販売業

（甲良町内で生産された農林水産物や、それらを原料加工・調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売を目的とする事業

農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、鮮魚小売業 等）

○情報サービス業等

（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター 等）

対象設備：

○土地

（直接事業に供する建物が接する敷地である土地）

○家屋・附属設備（直接事業の用に供するものに限る）

（事務所、店舗、工場、倉庫、照明・空調設備、昇降機設備、消火・排煙・防火設備 等）

○機械・装置

（食品・金属製品・電気機器、その他の製造設備、発電（太陽光など）設備 等）

取得要件：

○設備の取得価格の合計額が以下の額を越える設備

1. 製造業及び旅館業は取得価格 500 万円以上

（資本金が 5,000 万円を越え 1 億円以下である法人は取得価格 1,000 万円以上、1 億円を越える法人は取得価格 2,000 万円以上）

2. 農林水産物等販売業及び情報サービス業は取得価格 500 万円以上

（資本金による取得価格の制限はなし）

対象期間：新たに固定資産税が課されることになった年度から3年間。

申請方法：下記、申請書類を確認の上、必要書類を添えて申請期間までに税務課へ提出。

申請書類：

1. 固定資産税課税免除申請書
2. 対象となる土地及び建物の登記事項証明書（※土地、建物取得の場合）
3. 青色申告書の写し（最新年度のもの）
4. 土地・建物・償却資産の取得価格、耐用年数及び取得年月日を証する書類の写し
5. 法人登記事項証明書（法人のみ）
6. 売買契約書の写し、又は建築工事請負契約書の写し
7. 各種図面（課税対象となる範囲を示す見取り図、平面図、機械の配置図等）
8. その他町長が必要と認める書類

申請期間：対象事業の用に供する設備を取得した日の翌年3月15日まで